

民法 13 条 1 項特定の事項

1. 貸したお金を返してもらうこと
2. お金を借りたり、誰かの保証人になったりすること
3. 不動産、動産などの重要・高額な財産を売却したり、購入したりすること
4. 裁判を起こすこと
5. 他人に無償でものをあげること
6. 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をしたりすること
7. 無償でものをもらうことを断ること
8. 家を建てたり改築・大修繕をしたりすること
9. 長期間の賃貸借契約をすること